三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案					
第1条 省略						第1条 省略				
(設置)					(設置)					
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					
附属機関の	附属機関の名	担任事務	委員定数	任期	附属機関の	附属機関の名	担任事務	委員定数	任期	
属する執行	称				属する執行	称				
機関					機関					
市長	省略				市長	省略				
	三田市新ごみ	市の新ごみ処理施設	10人以内	諮問に係る		三田市新ごみ	市の新ごみ処理施設	10人以内	諮問に係る	
	処理施設整備	整備基本計画の策定		審議が終了		処理施設整備	整備基本計画の策定		審議が終了	
	基本計画策定	に関する事項につい		するまで		基本計画策定	に関する事項につい		するまで	
	委員会	ての調査審議				委員会	ての調査審議			
						三田市新ごみ	三田市新ごみ処理施	5人以内	諮問に係る	
						処理施設整	設整備・運営事業に係		審議が終了	
						備・運営事業	る事業者の選定につ		するまで	
						者選定委員会	いての調査審議			
省略						省略				
省略					省略					
以下省略					以下省略					